

学校いじめ防止基本方針

南相馬市立太田小学校

I 基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義

学校の内外を問わず、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの。(インターネット・携帯電話を通じて行われるものを含む。)

(2) いじめの態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ インターネットや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つことが多い。傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級・学校経営を行う。

特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

2 いじめに対する基本認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学級・学校をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじている子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

3 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 道徳、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (2) 分かる授業を常に心がけ、学校生活の中で、児童に存在感を与える。
 - ・ 互いの良さを認める雰囲気作りや一人一人の個性を生かすことに努める。
 - ・ 確かな学力の定着に努め、授業の充実を図っていく。
- (3) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (4) 道徳心や人権意識を高める指導を展開し、それぞれのよさを認め合う集団づくりに努める。
- (5) 学校生活や学校外生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を図る。
- (6) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (7) 常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- (8) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備を行う。
- (9) インターネット、携帯電話を通じて行われるいじめを防止するための必要な啓発活動を行う。
- (10) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

4 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくい所で発生しており、学校、家庭、地域社会で実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(個別面談、アンケート調査、hyper-QU検査、生活ノート等)
- (2) 子どもの行動を注視する。(表情や言動、友人関係、出欠席状況等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(電話、連絡ノート、家庭訪問、PTAの諸会議等)
- (4) 地域と日常的に連携する。(関係機関との情報共有、学校評議員、幼・小・中学校の情報交換)

5 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。また、その結果等を南相馬市教育委員会学校教育課へ報告する。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に南相馬警察署生活安全課に相談して協力を求める。
- (6) インターネット、携帯電話等によるいじめが生じた時は、関係機関と連携し、いじめに係る情報の削除を求める。
- (7) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (8) 連絡なしに欠席した場合は、すぐに家庭に連絡をとる。また、欠席が続いた場合は家庭訪問をしたり、電話連絡をしたりして、保護者と連携を図る。
- (9) 問題への対応の仕方を確認する。
 - ・ 児童の問題については、誠意をもって親身に対応し、悩みを解消し、児童を守っていく。

6 家庭・地域・関係機関との連携について

- (1) 個別懇談により、保護者との連携を深める。(10月に実施)
保護者との面談を通して、学級児童をよりよく深く理解し、今後の指導に役立てたり、学校や学級の教育活動について理解していただいたりするよい機会とする。
 - 児童指導記録簿に記入
 - 場所は、原則として担任の教室
 - 学校全体としての教育活動に関わる問題に関しては、即答を避け、職員間の共通理解後に保護者に知らせる。
- (2) PTA 役員会・学警連・青少年健全育成会・太田駐在所などと情報を交換する。
- (3) 太田・大甕地区三校生徒指導協議会で情報交換をし、連携を密にする。
- (4) 原三中・スポ少などと連携を密にする。
- (5) 学年・学級だよりなどで、生徒指導のコーナーを設け、学校生活の理解を高め連携をさらに強めていく。
- (6) 原因の把握が難しいときには、保護者との相談をもとに、専門機関と連携を図る。
- (7) 関係機関 資料参照

II いじめの防止等のための組織について

1 学校いじめ対策委員会

- (1) 生徒指導・就学指導全体会内に設け、定期的に共通理解を図りいじめの未然防止に努める。
- (2) いじめ発生時には、組織全体で解決に取り組む。

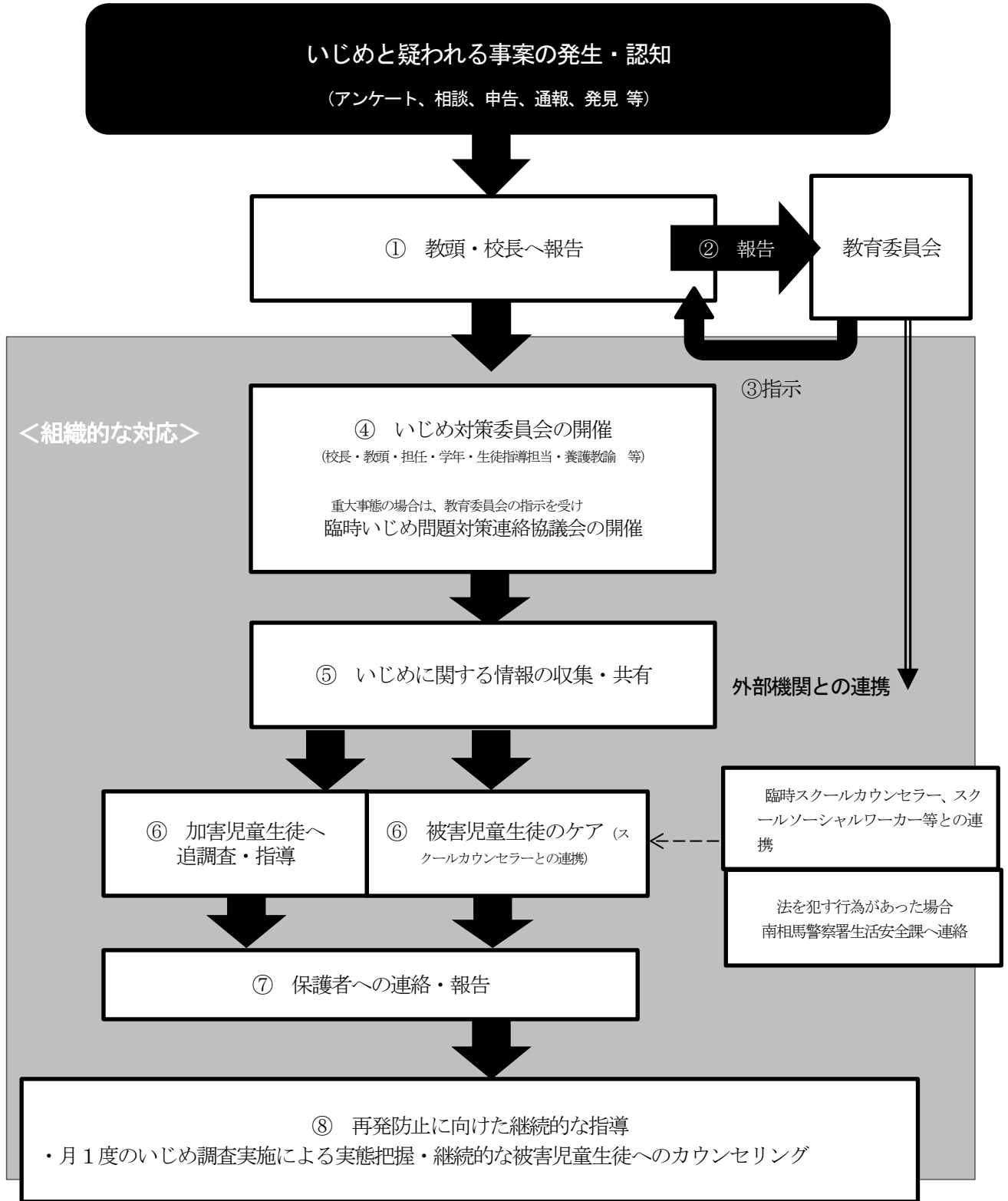
2 学校いじめ問題対策連絡協議会

- (1) 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に応じて適切に機能しているかについての点検・見直しを行う。
- (2) 学校のいじめ防止、いじめへの対応について助言を行う。

資料 関係機関

- 相双教育事務所、教育センター（福島いじめ SOS24）（☎ 0120-916-024）
（ダイヤル SOS）（☎ 0120-453-141）
- 浜児童相談所（南相馬相談室）（☎0244-26-1135）
- やすらぎ広場（☎ 0244-24-1500）
- 福島地方法務局相馬支局（☎ 36-3413）
 - ・ 不当な差別情報等に関する人権相談
 - ・ インターネット・携帯電話によるいじめの解決（削除の申し出、発信者情報の開示請求）
- 南相馬警察生活安全課（☎ 22-2191）
 - ・ 少年補導 ・ 声かけ事案 ・ 街頭補導 ・ 防犯教室
- 南相馬地区学校警察連絡協議会
 - ・ 少年補導 ・ 街頭補導等
- 福島県浜児童相談所南相馬相談室（☎ 26-1135）
 - ・ 児童虐待相談 ・ 発達障がい相談 ・ 非行相談 ・ しつけ相談
- 福島県教育庁相双教育事務所（☎ 26-1317）
 - ・ 県緊急スクールカウンセラー等派遣事業 ・ スクールソーシャルワーカーの派遣
- 福島県精神保健福祉協会「ふくしま心のケアセンター」（原町保健センター内 ☎ 080-1662-3274）
 - ・ 引きこもり ・ 不登校 ・ 精神疾患の疑い
- 主任児童委員（児童委員）（南相馬市社会福祉協議会 ☎ 24-3415）
 - ・ 家庭環境等の把握（母子家庭、児童虐待、不登校、非行等）
- 南相馬市適応指導教室（やすらぎ広場 ☎ 24-1500、さくら教室・紅梅教室 ☎ 46-1420）
 - ・ 学校生活や家庭生活などの悩みや心配ごとについての来所相談・電話相談
 - ・ 不登校（傾向）児童生徒の生活・学習改善に向けた指導・助言
 - ・ 臨床心理士による「心のケア相談会」（年10回）
- 家庭児童相談室（南相馬市役所男女共同こども課）（☎ 23-7464）
 - ・ 子どもの家庭における適正な養育や児童福祉に関する相談 ・ 発達障がいに関する相談
- 学校教育支援センター（☎ 24-1500） ・ 生徒指導研修会
- 子育て支援センター（☎ 24-4558） ・ 就学前の幼児を対象に、子育てに関する相談
- ホットラインセンター（財団法人インターネット協会 FAX 03-6435-6695）
 - ・ 違法、有害情報の通報窓口
 - ・ プロバイダや電子掲示板の管理者に対する削除依頼、関係機関への情報提供
- 違法・有害情報相談センター（社団法人テレコムサービス協会 ☎ 03-5644-7500）
 - ・ インターネット環境における違法・有害情報、安心・安全にかかわる無料相談

いじめ事案対応フロー図



重大事態の発生時

- ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手)
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったとき

重大事態対応フロー図参照
校長・教頭は教育委員会に連絡

学校用 重大事態対応フロー図

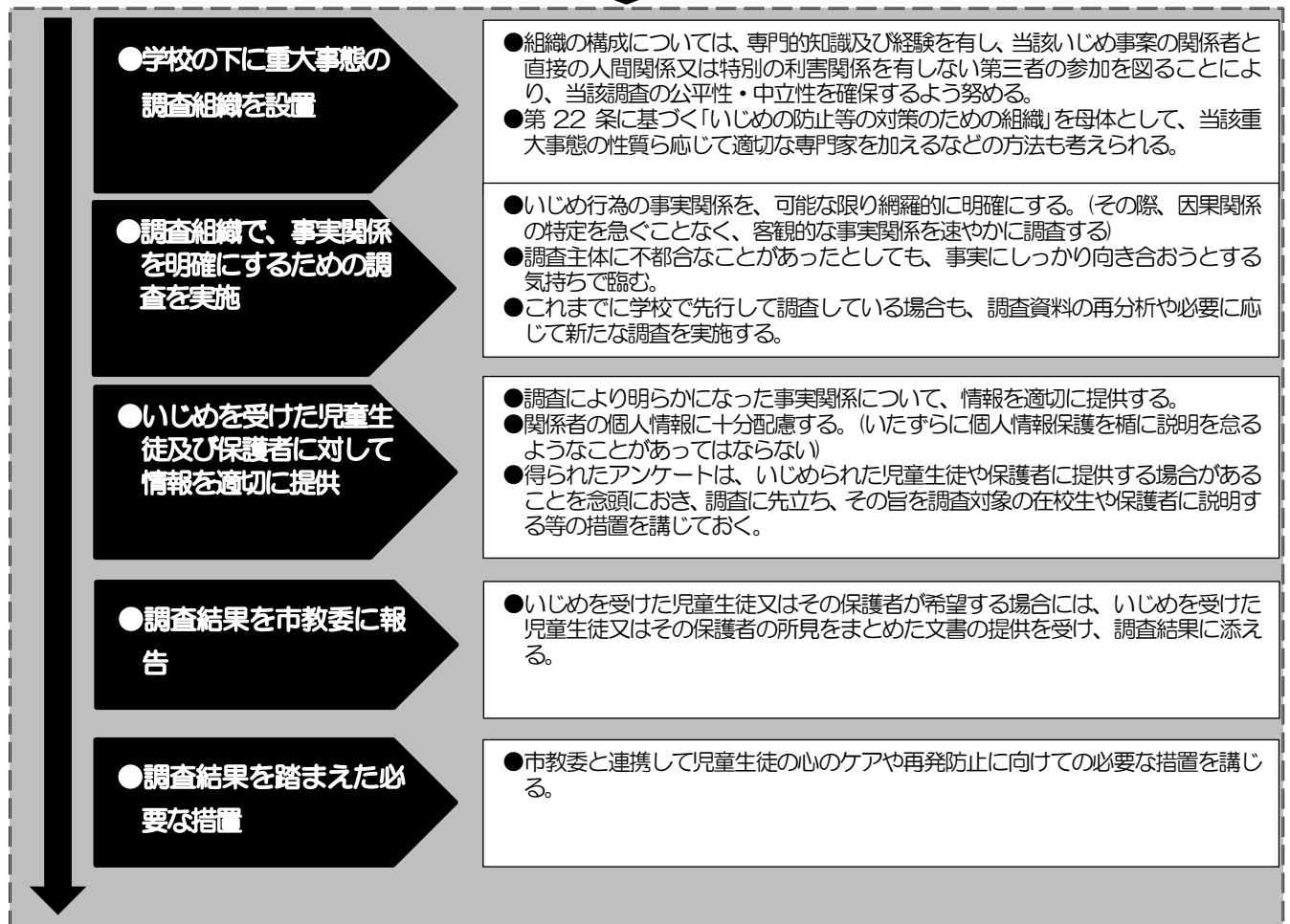
いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめ防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い市教委へ報告（【様式2】児童生徒のいじめ認知に係る報告書）

重大事態発生

市教委が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査する場合



市教委が調査主体の場合 ⇨ 市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

III いじめの防止等に関する年間指導計画

月	実態調査等	P T A ・ 関係機関との連携	教育相談体制	対策委員会等
4	・いじめアンケート (児童・保護者)	・授業参観 ・P T A 総会 ・学校だより	・S C との自由面談 ・家庭訪問 ・学年懇談会	・いじめ対策委員会 ・生徒指導全体会
5	・いじめアンケート (児童) ・h y p e r - Q U	・学校だより ・学警連協議会	・S C との定期面談	・いじめ対策委員会
6	・いじめアンケート (児童・保護者)	・学校だより ・いじめ問題対策 連絡協議会	・S C との定期面談	・いじめ対策委員会
7	・いじめアンケート (児童)	・授業参観 ・学校だより	・S C との定期面談 ・学年懇談会	・いじめ対策委員会 ・生徒指導全体会 ・小中連携いじめ 対策会議
8		・学校だより	・S C との自由面談	・いじめ対策委員会
9	・いじめアンケート (児童・保護者)	・祖父母交流会 ・学校だより	・S C との自由面談	・いじめ対策委員会 ・生徒指導全体会
10	・いじめアンケート (児童)	・学校だより	・S C との自由面談 ・個別面談	・いじめ対策委員会
11	・いじめアンケート (児童・保護者) ・h y p e r - Q U	・授業参観 ・学習発表会 ・フリー参観 ・学校だより ・いじめ問題対策 連絡協議会	・S C との自由面談 ・学年懇談会	・いじめ対策委員会 ・小中連携いじめ 対策会議
12	・いじめアンケート (児童)	・学校だより	・S C との定期面談	・いじめ対策委員会 ・生徒指導全体会
1	・いじめアンケート (児童・保護者)	・学校だより	・S C との定期面談	・いじめ対策委員会
2	・いじめアンケート (児童)	・授業参観 ・P T A 総会 ・学校だより ・学警連協議会 ・いじめ問題対策 連絡協議会	・S C との定期面談 ・学年懇談会	・いじめ対策委員会
3	・いじめアンケート (児童・保護者)	・学校だより	・S C との自由面談	・いじめ対策委員会 ・生徒指導全体会

IV 学校評価の取組

1 いじめ対策委員会

- (1) いじめの未然防止、早期発見、早期対応等、いじめ問題に対する取組が組織的に行われているか常に検証していく。
- (2) いじめアンケート及び児童の日常生活より把握したいじめの実態について、全教職員で共通理解を図り対応策について検討していく。「いじめが解消された」と判断されるまで、その後の状況について継続的に観察し、当該児童に行った指導、支援の評価・改善を行っていく。
- (3) いじめの認知件数が零（ゼロ）であった場合は、認知漏れがないか、全体で検証し確認していくようにする。

2 いじめ問題対策連絡協議会

- (1) 学校のいじめに対する方針、取組、現状について検証し、客観的な見解をもとに見直しや改善へ向けての助言をいただくようにする。

3 学校評価

- (1) 保護者アンケート・教職員アンケートの項目に「いじめ問題に関する取組」を位置付け、年間を通しての取組について評価を行うようにする。
- (2) 学校評価の結果を学校評議員の方に開示し、「いじめ問題に関する取組」について、ご意見をいただくようにする。

4 その他

- (1) 学校いじめ防止基本方針は、学校ホームページや学校だより等を活用して、幅広く周知していく。